

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件、衆議院議員提出3件の合計13件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類142件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

経済を本格的な回復軌道に乗せるため、平成12年度予算は、前年度に引き続き、景気刺激的な積極型の予算となり、一般会計の規模は、前年度比3.8%増の84兆9,871億円となった。一方、税収は48兆6,590億円と、2年連続で50兆円を割り込み、その結果、国債の新規発行額は32兆6,100億円、このうち、特例公債は、23兆4,600億円であり、公債依存度も38.4%と当初ベースでは、いずれも過去最高の水準となった。

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案は、こうした極めて厳しい財政事情の下で、適切な財政運営を行うため、同年度において、政府に国会の議決を経た範囲内で特例公債の発行を認めようとするものである。

委員会においては、公債減債に向けた対応策、特例公債発行の法的根拠、大量公債依存財政からの脱却、第二次財政構造改革の必要性等について質疑が行われた。

次に、資金運用部資金法等の一部を改正する法律案は、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行できる等の措置を講じようとするものである。また、郵便貯金法等の一部を改正する法律案は、郵便貯金又は郵便振替として受け入れた資金を全額自主運用とするため、運用計画の策定等、必要な措置を講じるほか、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の見直しを行おうとするものであり、両案とも中央省庁等改革基本法の規定に基づき、財政投融资制度改革を実施しようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、財政投融资制度改革の理念と効果、財投機関債の発行可能性、政策コスト分析の充実と国会への提出、財投機関のディスクロージャーを拡充する必要性、財政投融资が肥大化に至った経緯、全額自主運用に伴う郵便貯金の資金運用のあり方、郵便貯金の集中満期に伴う問題点等について質疑が行われた。特に、財政投融资制度改革の効果について、宮澤大蔵大臣からは、「財投機関においては、より厳しい市場原理に即応しながら、自己で資金調達する努力を強いることによって冗費を節約していく、あるいはプライオリティーの低いプロジェクトを切っていく、そのような形での合理化を期待したい。」との答弁があった。また、郵便貯金の全額自主運用に向けて、八代郵政大臣からは、「商品提供から資金運用まで一貫した経営を任されるわけであり、責任は一層重くなる。国民が安心して利用できるように、適切な運用体制の整備を図り、健全経営の確保に努めていきたい。」との答弁があった。

税制関連では、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、民間投資の促進や中小・ベンチャー企業の振興を図るための措置等を盛り込んだものである。また、法人税法の一

部を改正する法律案は、商法及び企業会計における金融商品の評価に係る時価法の導入を踏まえ、法人税における有価証券の評価方法等について時価法の導入等を行おうとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、中小・ベンチャー企業支援措置の実効性、住宅ローン減税の恒久化、年少扶養控除の特例廃止の理由、登録免許税をめぐる課税の在り方等について質疑が行われた。特に、住宅ローン減税の恒久化を検討すべきとの意見に対し、宮澤大蔵大臣からは、「政策としては考えられなくもないが、それだけのコストを税が負うことには、問題がある。」との答弁があった。

また、例年通り、平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての**所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**が、衆議院大蔵委員長により提出された。同法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、稲作等の転作を行う者等に対し交付する補助金等について、税制上の軽減措置を講じようとするものである。

次に、**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、納税申告前の輸入貨物引き取りを可能とする簡易申告制度の導入、覚せい剤等輸入禁制品を輸入した場合の罰金額の引上げ等を行おうとするものである。

委員会においては、簡易申告制度導入の効果と問題点、社会悪物品の水際取締り体制の強化、沖縄型特定免税制度と観光戻税制度の関係等について質疑が行われた。特に、社会悪物品の水際取締りについて、政府からは、「水際取締り体制の一層の強化に努めるとともに、税関の人員確保についても、引き続き全力を挙げたい。」との答弁があった。

次に、金融関連では、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備を図るため、いわゆる金融インフラ整備3法案が提出され、参議院先議で審議が行われた。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案は、証券取引所及び金融先物取引所の組織形態に株式会社形態を導入するとともに、有価証券報告書等の開示手続を電子的方法により行おうとするものである。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案は、多数の投資家から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団投資のスキームについて、対象資産を拡大するほか、投資信託委託業者に対し、忠実義務及び損害賠償責任を定める等、適切な投資者保護のための枠組みを整備しようとするものである。

金融商品の販売等に関する法律案は、金融商品の販売を受ける顧客の保護を充実させるため、金融商品販売業者等の説明義務及び損害賠償責任を明確化しようとするものであり、いわゆる「日本版金融サービス法」の実現に向けた第一歩と位置付けられる。多発する金融被害を受け、金融サービス法の制定を求める声は、年々高まりを見せ、第142回国会において審議が行われた金融システム改革法に対する本委員会の附帯決議には、「金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。」との文言が盛り込まれた。同法律案は、そうした流れを受け、提出されたものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、証券取引所の公益性の確保、地方証券取引所の今後の在り方、現行法に基づく資産流動化の現状、不動産投信の導入に際して講じられている措置、金融商品販売の際の説明義務の具体的内容、金融オンブズマン制度の必要性、商品先物取引が金融商品販売法案の適用対象外となったことの是非等について質疑が行われた。特に、裁判外紛争処理制度等の課題を残したまま、金融商品販売法案が

提出された経緯について、宮澤大蔵大臣からは、「多くの課題が残っているが、これを待っていると一国会逃すことになる。とりあえず一番起きているケースについての処理だけをまずやろうということになった。」との答弁があった。また、参考人として、東京証券取引所専務理事金子義昭君、弁護士桜井健夫君、東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長石戸谷豊君を招致し、意見を聴取した。なお、日本共産党から、政府提出の金融商品販売法案は、消費者保護法としての実効性を欠くものであるとし、不招請勧誘の禁止等を盛り込んだ修正案が提出されたが、少数で否決された。

その他、**信用金庫法の一部を改正する法律案及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**が、いずれも衆議院大蔵委員長により提出された。前者は、信用金庫の中央金融機関であり、全国を地区とする信用金庫連合会を信金中央金庫に名称変更しようとするものであり、後者は、日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年109.5%から年54.75%に引き下げる等の措置を講じようとするものである。

さらに、**郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案**は、自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、郵政官署においてバイク等の自賠責保険を取り扱う意義のほか、郵政事業における官民の役割分担の在り方等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

3月9日、宮澤大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取した。大臣の所信においては、積極的な財政政策を打ち出すことに伴い、平成12年度末の国、地方の長期債務残高は645兆円に達するなど、危機的な財政状況に陥ることは認めながらも、財政構造改革の前提として、民需中心の本格的な景気回復の実現が不可欠である点が強調され、景気回復に全力を挙げるとの決意が表明された。なお、越智前委員長の辞任を受け、金融再生委員会委員長に就任した谷垣委員長からは、金融行政に係る基本施策について説明がなされ、金融システムの安定と再生のために全力を尽くすとの決意が表明された。

次いで、3月14日、所信に対する質疑が行われ、財政構造改革の必要性、インフレーション論の是非、ペイオフ解禁を延期する理由等の問題が取り上げられた。特に、財政構造改革の必要性について、宮澤大蔵大臣からは、「景気が回復軌道に乗ったということが確認できたら、そういう作業をしなければならない。私も焦った気持ちはあるが、すぐ財政再建というところに飛んでいけない。」との答弁があった。

さらに、3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度大蔵省関係予算等について審査を行い、財政構造改革の必要性、景気対策としての公共事業の有効性、財投機関債の発行可能性、預金保険料率を見直す必要性、長銀・日債銀売却額の根拠、郵便貯金の全額自主運用の在り方等について質疑が行われた。特に、景気対策としての公共事業の有効性について、宮澤大蔵大臣からは、「公共事業の雇用効果、投資乗数効果は年々減ってきており、公共事業にかつてほど景気回復の効果がないことは事実である。しかし、遅れているインフラ整備の必要性は厳然としてあり、その意味で公共事業という意味合いは失われている。」との答弁があった。また、財投機関債の発行について、日本政策投資銀行総

裁及び国際協力銀行副総裁から消極的な姿勢が示されたのに対し、宮澤大蔵大臣からは、各機関に前向きな検討を要請する答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成12年2月10日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第2号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成12年3月9日（木）（第2回）

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、前田郵政政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
法人税法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
以上3案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月15日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（金融再生委員会、金融監督庁、金融庁）、大蔵省所管、郵政省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、内閣府所管（金融庁）、総務省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長及び前田郵政政務次官から説明を聴いた後、同大臣、同委員長、林大蔵政務次官、村井金融

再生政務次官、小池経済企画政務次官、前田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小粥正巳君、国際協力銀行副総裁篠沢恭助君及び国民生活金融公庫総裁尾崎護君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年3月17日（金）（第6回）

- 平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第1号） 賛成会派 自民、明改、自由
反対会派 民主、共産、社民、参院

○平成12年3月23日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
法人税法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行い、**租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）**について討論の後、いずれも可決した。

- （閣法第2号） 賛成会派 自民、明改、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民
- （閣法第3号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第22号） 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月14日（金）（第9回）

- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月18日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について宮澤大蔵大臣、岸田建設政務次官、林大蔵政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月20日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年4月21日（金）（第12回）

- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について参考人東京証券取引所専務理事金子義昭君、弁護士桜井健夫君、東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君及び弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長石戸谷豊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月27日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月28日（金）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上3案について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
(閣法第77号) 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
 反対会派 共産
(閣法第78号) 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク
 反対会派 共産
(閣法第89号) 賛成会派 自保、明改、社民、参ク
 反対会派 民主、共産
- 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月9日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第76号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民
 反対会派 なし
 欠席会派 参ク

○平成12年5月12日（金）（第16回）

- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について八代郵

政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月16日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、本州四国連絡橋公団理事縣保佑君、住宅金融公庫理事五十嵐健之君及び日本政策投資銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行った。

○平成12年5月18日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月23日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第58号） 賛成会派 自保、明改、社民、参ク

反対会派 民主、共産

（閣法第67号） 賛成会派 自保、明改、社民、参ク

反対会派 民主、共産

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年5月25日（木）（第20回）

- 信用金庫法の一部を改正する法律案**（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理根本匠君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
- （衆第33号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派 なし

○平成12年5月30日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理石井啓一君から趣旨説明を聴き、同君、谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第34号）賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成12年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成12年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（23兆4,600億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)による特例公債の発行は、平成13年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成12年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2 施行期日

本法律案は、平成12年4月1日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢を踏まえ、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興のための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化等に対応するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間投資等の促進のための措置

(1) 住宅ローン減税について、平成13年6月30日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を、平成12年12月31日まで居住した

場合と同様、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円以下に、控除期間を15年間に、控除期間中の控除額の合計を最大587万5,000円にそれぞれ拡充する。

- (2) 特定情報通信機器の即時償却制度（いわゆるパソコン減税）の適用期限を1年間延長する。
- (3) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用期限を平成13年5月31日まで延長する。
- (4) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の特別税額控除割合を、平成13年3月31日までに開始する事業年度（個人については、平成13年分まで）については10%とする。

2 中小企業・ベンチャー企業の振興のための措置

- (1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を取得した個人が、当該特定中小会社の株式の上場等の日において引き続き3年を超えて所有していた特定株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額をその2分の1に相当する金額とする特例を設けるとともに、この場合において、現行の公開株式等に係る譲渡所得等の課税の特例との重複適用を認める。
- (2) 同族会社の留保金課税制度について、2年間の措置として、次の事業年度につき適用しない特例を設ける。
 - ① 新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社の設立後10年以内の事業年度
 - ② 新事業創出促進法の認定事業者の認定計画に従って新事業分野開拓を実施している事業年度

3 社会経済情勢の変化への対応のための措置

- (1) 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増（10万円加算）の特例を廃止する。
- (2) 相続税の延納に係る利子税の割合について、課税相続財産のうち不動産等の価格の占める割合が10分の5以上である場合の不動産等に係る延納相続税額の利子税率を年3.6%（現行年5.4%、4.8%）に、動産等に係る延納相続税額の利子税率を年5.4%（現行年6%）にそれぞれ引き下げるとともに、利子税割合の特例をこれらの場合に適用し、公定歩合が年0.5%の場合、不動産等に係る利子税率を年2.2%（現行年3.3%、2.9%）に、動産等に係る利子税率を年3.3%（現行年3.6%）にそれぞれ引き下げる。
- (3) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に家庭用電気機器廃棄物再生処理装置を加えた上、適用期限を2年延長する。
- (4) 不動産特定共同事業契約（匿名組合契約）に基づく一定の事業により事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を0.3%（現行0.5%）に軽減する。

4 その他

- (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除額を55万円（現行45万円）に引き上げる。
- (2) 日本国内に住所を有していない者で日本国籍を有する一定の者が相続等により取得

した国外財産を相続税等の課税対象に加える。

(3) 不動産の登記のうち共有物の分割による所有権の移転登記について、分筆等前の共有持分に応ずる部分以外の部分に対する登録免許税を通常の所有権の移転登記と同じ税率に引き上げる。

(4) その他の租税特別措置の改正

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を行うほか、特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）に係る利子の非課税、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例、被災代替資産等の特別償却制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成12年度の租税減収見込額は、約1,470億円である。

【租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、少子・高齢化の進展、企業経営環境の変化等を踏まえた課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 一 国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配慮し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の広域化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

法人税法の一部を改正する法律案（関法第3号）

【要 旨】

本法律案は、法人税における有価証券の評価方法等について、売買目的の有価証券については時価により事業年度末の評価を行うこととする等所要の改正を行うとともに、退職年金等積立金に対する法人税について、退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等のほか、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人税における有価証券の評価方法等

- (1) 法人が有価証券の譲渡をした場合の譲渡損益の計算につき所要の規定の整備を行う。
- (2) 法人が事業年度末に有する有価証券の評価については、売買目的有価証券について

は、時価法により評価した金額とし、売買目的外有価証券については、原価法により評価した金額とする。

- (3) 法人が事業年度末において有する未決済の有価証券の空売り等の取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。
- (4) 法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。
- (5) 資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う。
- (6) 外貨建取引を行った場合の取引等の為替換算、事業年度末に有する外貨建資産等の為替換算等につき所要の規定の整備を行う。

2 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等、退職年金等積立金に対する法人税について所要の整備を行う。

【附 帯 決 議】

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とする等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 原油及び石油製品の関税率について、次の改正を行う。
 - (1) 原油の関税率について、現行平成14年3月31日までの期限を平成18年3月31日まで延長する。ただし、平成14年4月1日からの税率は170円／キロリットル（現行215円／キロリットル）に引き下げる。
 - (2) 石油製品の関税率について、平成14年4月1日から所要の引下げを行う。
- 2 粗糖の関税率の撤廃、精製糖等の関税率の引下げ、希土類金属等の関税率の撤廃等を行う。
- 3 個人的な使用に供する一定の輸入貨物を返送する場合等にその貨物について納付した関税を払い戻すことができることとする等、戻し税制度等について所要の改正を行う。
- 4 加工再輸入減税制度の対象品目に、皮革製品（革靴並びに野球用のグローブ及びミットを除く。）を追加する。
- 5 平成12年3月31日に適用期限の到来する暫定税率及び石油関係の関税の還付制度について、その適用期限を1年間延長する。
- 6 輸入者の利便性の向上等のため、法令遵守の確保を図りつつ、あらかじめ税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、

納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする等、所要の改正を行う。

7 覚せい剤、銃砲等の輸入禁制品を輸入した場合の罰金額を引き上げる等のため、所要の改正を行う。

8 外国貿易等に関する統計について、磁気テープ以外の一定の記録媒体による提供を可能とする。

9 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成12年4月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成12年度一般会計の関税減収見込額は約48億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制整備及び事務の一層の機械化・合理化の促進に特段の努力を払うこと。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第20条第2号の規定に基づき、財政投融资制度の改革を実施することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金に係る資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行することができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 資金運用部資金法の一部改正

(1) 資金運用部資金法の題名を「財政融資資金法」に改め、その目的を、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金等で財政融資資金に預託されたもの及び財政融資資金特別会計からの繰入金等を統合管理し、その資金をもって国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することに改める。

(2) 郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金（厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。）に係る資金運用部への預託義務を廃止する。

(3) 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、1年以内に償還する融通証券の発行等を行うことができる。

(4) 金融債（商工組合中央金庫の発行する債券を除く。）並びに電源開発株式会社の社債及び同社に対する貸付けへの運用を廃止するとともに、債券の貸付けを対象を追加する。

2 資金運用部特別会計法の一部改正

(1) 資金運用部特別会計法の題名を「財政融資資金特別会計法」に改め、財政融資資金特別会計の設置並びに同特別会計の歳入及び歳出について、公債を発行すること等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 財政融資資金特別会計の予算及び決算の添付書類に、貸借対照表及び損益計算書等を加える。

(3) 毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理する。

(4) 公債の発行等

① 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債の発行等を行うことができる。

② 国会の議決を経た公債の発行等の限度額のうち、当該年度に発行等をしなかった金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に係る繰越しをした金額の範囲内で、その翌年度において発行等ができる。

③ 公債の発行による収入金等に相当する金額について、財政融資資金への繰入れ等を行う。

④ 公債等の償還金及び利子等を国債整理基金特別会計に繰り入れる。

⑤ 公債等に係る国債整理基金特別会計法の適用に関する特例を設ける。

3 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正

(1) 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の題名を「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」に改めるとともに、その趣旨に新たに財政投融資計画の国会への提出を加える。

(2) 財政融資資金の長期運用予定額について現行と同様国会の議決を経ることとともに、簡易生命保険特別会計の積立金について市場運用への移行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 財政投融資計画の国会提出等

① (2)の議決を経ようとするときは、財政融資資金の長期運用等、産業投資特別会計の投資及び政府保証の予定額を明らかにした財政投融資計画を国会に提出しなければならない。

② 財政投融資計画の作成に当たっては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かななければならない。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年度の財政融資資金

の運用計画等に係る特例に関する規定については、公布の日から施行する。

(2) 経過措置

① 郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金の預託の廃止に当たっては、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずる。

② その他所要の経過措置を規定する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政投融資の対象分野・事業については、民業補完及び償還確実性の徹底、政策コスト分析の活用等を図り、不断の見直しを行うこと。また、これを担う特殊法人等についても、一層の整理合理化に努めること。
- 一 財投機関債については、財政投融資の対象となっている特殊法人等が市場の評価を受けることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まるといふ財投改革の趣旨を踏まえ、その円滑な発行と流通のための情報公開等環境整備に努めること。
- 一 財投債については、特殊法人等の真に必要な事業に限定し、安易な発行が行われることがないように留意すること。
- 一 政府保証債については、財政規律の確保等の観点から厳格な審査を行い、限定的、過渡的な発行にとどめること。
- 一 市場原理だけでは実現できない重要な施策を実施している機関や超長期資金を必要とする事業等については、その業務のあり方等にかかる不断の見直しを行いつつ、緊要な政策課題に適切に対応し、必要な業務遂行に支障が生じないように適切な配慮を行うこと。
- 一 特殊法人等の経営実態を明確化するため、財務諸表等のディスクロージャーの一層の充実を図るとともに、外部監査法人の活用にも努めること。また、財務状況の改善を要する機関等については早期に適切な見直しを行うよう努めること。
- 一 郵便貯金の全額自主運用に当たっては、安全・確実な運用を基本とするとともに、市場の混乱を招かないよう十分配慮すること。また、運用評価については、企業会計基準に準じた基準を採用することとし、透明性の確保に努めること。

右決議する。

郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第2項の規定に基づき、郵便貯金又は郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講じ、また財政投融資制度の改革に伴い、簡易生命保険特別会計の積立金の運用について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金法の一部改正

(1) 郵便貯金資金の運用

郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の運用は、確実に有利な方法により、かつ、公共

の利益の確保にも配慮しつつ行うことによって、郵便貯金事業の健全な経営を確保することを目的として、総務大臣が行う。

(2) 運用計画の審議会への諮問及び公表

総務大臣は、毎年度、審議会への諮問を行った後、資金の運用に関する基本方針等を内容とする運用計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(3) 運用報告の審議会への提出及び公表

総務大臣は、毎年度、資金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後4月以内に、審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(4) 運用職員の責務及び秘密保持義務

① 資金の運用に係る事務に従事する職員は、運用計画に従って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

② 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 郵便貯金特別会計法の一部改正

郵便貯金特別会計における一般勘定及び金融自由化対策特別勘定の勘定区分を廃止する。

3 郵便振替法の一部改正

総務大臣は、郵政事業特別会計の郵便振替資金を、国債、金融機関への預金に運用する。

4 郵政事業特別会計法の一部改正

郵政事業特別会計に郵便振替資金を設置する。

5 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

(1) 法律の目的

この法律は、簡易生命保険特別会計の積立金を確実に有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配慮しつつ運用することによって、簡易生命保険事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(2) 運用計画の審議会への諮問及び公表

総務大臣は、毎年度、審議会への諮問を行った後、積立金の運用に関する基本方針等を内容とする運用計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(3) 運用報告の審議会への提出及び公表

総務大臣は、毎年度、積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後4月以内に、審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(4) 運用職員の責務及び秘密保持義務

① 積立金の管理及び運用に係る事務に従事する職員は、運用計画に従って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

② 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用計画に係る経過措置は、公布の日から施行する。

(2) 総務大臣は、この法律の施行の際現に資金運用部に預託している郵便貯金として受け入れた資金については、その資金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き

続き資金運用部に預託することができる。

- (3) 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合においては、資金運用部の既往の貸付けの継続に関わる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案（閣法第76号）

【要 旨】

本法律案は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署において損害保険会社等から委託を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理の業務を行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原動機付自転車等責任保険募集の受託

郵政事業庁長官は、原動機付自転車等に限って自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理を行うことについて、損害保険会社等から委託を受けることができる。

2 郵便局における取扱い

郵便局において原動機付自転車等責任保険募集の取扱いにより自動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者は、総務省令の定めるところにより、当該保険の契約の申込みをするものとし、また、郵政事業庁は、自動車損害賠償保障法第24条第1項に規定する政令で定める正当な理由がある場合には、この申込みに応じてはならない。

3 保険業法の適用等

- (1) 郵政事業庁長官は、1の委託を受けたときは、取扱いを行う郵便局の名称や当該委託をした損害保険会社等の名称等その他総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。
- (2) 保険業法の規定は、同法の損害保険代理店の登録の申請、登録の取消し等に関する規定を除き、3(1)の取扱いをする場合における郵政事業庁に適用する。この場合、郵政事業庁は、同法の登録を受けた損害保険代理店とみなす。

4 その他

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、内外の金融環境の変化に対応した金融・証券市場を整備する観点から、証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社形態を導入できるようにするとともに、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の

開示手続を電子情報処理組織を用いて行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引所等の株式会社化

- (1) 証券取引所等の定義を改め、証券取引所等の組織形態として、会員制法人に加え、資本の額が政令で定める金額以上の株式会社を追加する。
- (2) 証券取引所等の定款について、会員及び取引参加者が法令、当該証券取引所等の定款、その他の規則等及び取引の信義則を遵守しなければならない旨を規定する。
- (3) 証券取引所等の業務を取引所有価証券市場又は金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務に限定する。
- (4) 株式会社証券取引所及び株式会社金融先物取引所の株式について、その発行済株式の100分の5を超える株式の取得、所有を禁ずる。

2 企業内容等の開示制度

- (1) 有価証券報告書等の提出等の手続を電子的方法により行うことを原則として義務化する。
- (2) 電子的方法により提出等が行われた有価証券報告書等の公衆縦覧について、電子的方法により行う。
- (3) 証券会社が行う目論見書等の交付について、電子的方法により行うことができる。

3 その他

- (1) この法律は平成12年12月1日から施行する。ただし、企業内容等の開示の電子化については、平成13年6月1日から段階的に順次導入することとし、平成16年5月31日までは紙媒体による提出を可能とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団的な投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、特定目的会社（SPC）による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律について幅広い資産を対象とするとともに適切な投資者保護のための枠組みを整備するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の改正

- (1) 会社型（特定目的会社を用いた資産流動化の仕組み）の改正
 - ① 不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大する。
 - ② 特定目的会社を登録制から届出制に改める等特定目的会社の設立手続等を簡素化する。
 - ③ 特定目的会社が発行する証券の商品性の改善等を行う。
 - ④ 特定資産取得のための借入れを可能とする。

⑤ 資産流動化計画に対する規制を簡素・合理化する。

(2) 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

2 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正

(1) 運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券から不動産等の資産に拡大する。

(2) 投資信託委託業者に関する規定の整備

① 不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者の認可に当たり、宅地建物取引業の免許及び建設大臣の一任取引の認可の取得を義務づける。

② 不動産等の価格評価が困難な資産について、外部の独立した不動産鑑定士等による価格評価を義務づける等利益相反行為を防止する措置を講ずる。

(3) 信託スキームに係る規定の整備

信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。

3 その他

(1) 特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払配当の損金算入を認める。

(2) この法律は、公布の日から6月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1 金融商品販売業者等の説明義務

(1) 金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならない。

(2) (1)の規定は顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者である場合又は説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、適用しない。

2 金融商品販売業者等の損害賠償責任

(1) 金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(2) 顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定する。

3 勧誘の適正の確保

- (1) 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する適正な勧誘に努めなければならない。
- (2) 金融商品販売業者等は、適正な勧誘の確保に関する事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならないが、これに違反した場合には、過料に処する。

4 その他

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行し、施行後に金融商品販売業者等が行った金融商品の販売等について適用する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、平成11年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成11年度における租税の減収見込額は、約4億円である。

信用金庫法の一部を改正する法律案（衆第33号）

【要旨】

本法律案は、全国を地区とする信用金庫連合会の事業の実態等にかんがみ、その名称の変更等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 全国を地区とする信用金庫連合会の名称等
 - (1) 全国を地区とする信用金庫連合会は、その名称中に「信金中央金庫」の文字を用いなければならない。
 - (2) 全国を地区とする信用金庫連合会は、全国を通じて1個とする。

2 施行期日

この法律は、平成12年10月1日から施行する。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）

【要旨】

本法律案は、最近における日賦貸金業者の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者等の利益の保護を図るため、日賦貸金業者が業として金銭の貸付けを行う場合の上限金利を引き下げるとともに、日賦貸金業者が貸付条件等の掲示を行う場合等における規制等につ

いて定める等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正

(1) 日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年109.5%（日歩30銭）から年54.75%（日歩15銭）に引き下げる。

(2) 日賦貸金業者が相手方の営業所又は住所において自ら集金する方法により返済金を取り立てなければならない日数を、返済期間の100分の70以上から100分の50以上に短縮する。

2 貸金業の規制等に関する法律の一部改正

日賦貸金業者が営業所又は事務所に掲示すべき事項、日賦貸金業者が貸付条件の広告をする場合において表示すべき事項及び日賦貸金業者が貸付けの契約に際して交付すべき書面の記載事項に、自らが日賦貸金業者である旨、出資法一部改正法附則で定められた業務の方法等を追加する。

3 施行期日

この法律は、平成13年1月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 日賦貸金業者に係る出資法の特例措置については、出資法本則の貸金業者の上限金利に関する検討状況を踏まえつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

一 日賦貸金業者に対し、引き続き、出資法の規定を厳守するよう指導・監督するとともに、都道府県に対しその趣旨を要請すること。また、暴力的取り立てなどの悪質な行為は、厳重に取り締まること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
※1	平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	12. 1. 28	12. 2. 10 (予備)	12. 3. 17 可決	12. 3. 17 可決	12. 2. 9 大蔵	12. 2. 29 可決	12. 2. 29 可決
				○12. 2. 10 参本会議趣旨説明			○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※2	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 1	2. 10 (予備)	3. 23 可決 附帯決議	3. 24 可決	2. 9 大蔵	2. 29 可決 附帯決議	2. 29 可決
				○12. 2. 10 参本会議趣旨説明			○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※3	法人税法の一部を改正する法律案	衆	2. 1	2. 10 (予備)	3. 23 可決 附帯決議	3. 24 可決	2. 9 大蔵	2. 29 可決 附帯決議	2. 29 可決
				○12. 2. 10 参本会議趣旨説明			○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※22	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	2. 8	3. 22	3. 28 可決 附帯決議	3. 29 可決	3. 7 大蔵	3. 14 可決 附帯決議	3. 16 可決
58	資金運用部資金法等の一部を改正する法律案	衆	3. 7	5. 12	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	4. 13 大蔵	4. 21 可決 附帯決議	4. 25 可決
				○12. 5. 12 参本会議趣旨説明			○12. 4. 13 衆本会議趣旨説明		
67	郵便貯金法等の一部を改正する法律案	衆	3. 14	5. 12	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	3. 24 逋信	5. 10 可決	5. 11 可決
				○12. 5. 12 参本会議趣旨説明			○12. 3. 24 衆本会議趣旨説明		
76	郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案	衆	3. 17	4. 26	5. 9 可決	5. 10 可決	3. 24 逋信	4. 13 可決	4. 14 可決
77	証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案	参	3. 17	4. 14	4. 28 可決	4. 28 可決	5. 15 大蔵	5. 19 可決	5. 23 可決
				○12. 4. 14 参本会議趣旨説明					
78	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	3. 17	4. 14	4. 28 可決	4. 28 可決	5. 15 大蔵	5. 19 可決	5. 23 可決
				○12. 4. 14 参本会議趣旨説明					
89	金融商品の販売等に関する法律案	衆	3. 24	4. 14	4. 28 可決	4. 28 可決	5. 15 大蔵	5. 19 可決 附帯決議	5. 23 可決
				○12. 4. 14 参本会議趣旨説明					

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	平成11年度の緊急生産調整 推進対策水田営農確立助成 補助金等についての所得税 及び法人税の臨時特例に関 する法律案	大蔵委員長 金子一義君 (12. 2. 9)	12. 2. 9	12. 2. 9	12. 2. 9 (予備)	12. 2. 10 可決	12. 2. 10 可決			12. 2. 9 可決
33	信用金庫法の一部を改正す る法律案	大蔵委員長 金子一義君 (12. 5. 19)	5. 22	5. 23	5. 25	5. 25 可決	5. 26 可決			5. 23 可決
34	出資の受入れ、預り金及び 金利等の取締りに関する法 律の一部を改正する法律及 び貸金業の規制等に関する 法律の一部を改正する法律 案	大蔵委員長 金子一義君 (12. 5. 23)	5. 23	5. 23	5. 25	5. 30 可決 可附帯決議	5. 31 可決			5. 23 可決